平成２９年（フ）第１７２号
沖縄県宜野湾市喜友名２丁目６番６－201号富山アパート
債務者　玉城　郁子（旧姓宮里）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４３０号
静岡県浜松市中区住吉２丁目25番11号
債務者　和氣　清美
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４３１号
静岡県浜松市中区住吉２丁目25番11号
債務者　和氣千津子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４４５号
静岡県浜松市西区篠原町18345番地の28　養護老人ホーム篠原ケアホーム
債務者　小山　義雄
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６１号
長崎県島原市江里町乙2089番地、旧住所長崎県島原市北門町107番地６
債務者　髙木　圭泰
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第４６号
鹿児島県南九州市知覧町郡14000番地　公営山田比良４号棟203号、破産手続開始決定時の住所鹿児島県南九州市知覧町郡105番地
破産者　折田　明弘
1　破産債権の届出期間　平成29年12月13日まで
2　一般調査期日　平成30年１月15日午前10時
平成29年11月14日
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第２４７１号
大阪市大正区泉尾１丁目14番20号三泉ハイツ403号
破産者　大坪　博史
1　破産債権の届出期間　平成29年12月15日まで
2　一般調査期日　平成30年１月29日午後２時
平成29年11月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５号
熊本県球磨郡錦町大字一武2194番地５、破産手続開始決定時の住所熊本県球磨郡錦町大字西204番地７
破産者　江口麻由美
1　破産債権の届出期間　平成29年12月15日まで
2　一般調査期日　平成30年１月19日午前10時20分
平成29年11月17日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第５０７号
北九州市戸畑区中原西２丁目16番７－702号
破産者　中嶋　勝彦
1　破産債権の届出期間　平成29年12月18日まで
2　一般調査期日　平成30年１月31日午前10時
平成29年11月15日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６１０号
北九州市八幡西区穴生２丁目４番１－104号、申立時の住所北九州市八幡西区穴生２丁目４番３－304号
破産者　長原　直孝
1　破産債権の届出期間　平成29年12月18日まで
2　一般調査期日　平成30年１月16日午前10時
平成29年11月16日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２０７７号
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目９－331、住民票上の住所大阪府茨木市耳原１丁目17番33号の８　ヴィララシュレⅡ　106号
破産者　川井　真秀
1　破産債権の届出期間　平成29年12月19日まで
2　一般調査期日　平成30年２月８日午後２時
平成29年11月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４６号
宮崎市花山手東２丁目４番地１　フォーレス花山手壱番館102号、開始決定時の住所宮崎市太田３丁目４番27号
破産者　藏富　和彦
1　破産債権の届出期間　平成29年12月19日まで
2　一般調査期日　平成30年２月16日午前10時
平成29年11月17日　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７１号
静岡県浜松市中区神田町370番地の11
破産者　林　里美
1　破産債権の届出期間　平成29年12月22日まで
2　一般調査期日　平成30年１月17日午後３時45分
平成29年11月17日
静岡地方裁判所浜松支部破産係

免責審尋期日

平成２９年（フ）第２４５１号
東京都中央区築地１丁目９－11－1104
破産者　高村　利裕
審尋期日　平成30年１月24日午後２時
平成29年11月14日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第５６号
名古屋市北区平安２丁目19番２号
清算株式会社　株式会社富士製作所
代表清算人　小泉　康史
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１０２号
鹿児島市谷山港１丁目３番24号
清算株式会社　九州コンドル株式会社
代表清算人　辻　　政信
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した後速やかに、会社資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対し、弁済する。
2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対し弁済する。
4　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第１９号
東京都目黒区東山２丁目３番２号
再生債務者　株式会社ＣＯＤＥ．９
1　決議に付する再生計画案　平成29年10月31日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成30年１月17日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成30年１月９日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成30年１月４日
平成29年11月13日
東京地方裁判所民事第20部